

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

令和3年9月30日現在

■令和3年7月1日～令和3年9月30日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 6件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月1日	特定商取引法・預託法の改正法の成立を受けて消費者保護を求める会長声明	栃木県弁護士会 会長 横堀 太郎	改正法は、詐欺的定期購入について、申込み画面に表示すべき事項等を規制し、罰則や契約の取消権、適格消費者団体の差止請求権を認めた点や、送り付け商法において事業者が直ちに返還請求権を失うと規定した点、販売預託商法について厳格な規制を設けた点等において、消費者被害の予防・救済に資するものと考えられる。しかし、同改正法のうち、消費者の承諾を要件として契約書面等の電子交付を認める条項は、消費者庁の設置した検討会において何の議論もなかったにもかかわらず突如盛り込まれ、多くの消費者団体、弁護士会等から反対の意見が出されたにもかかわらず、修正されないままとなった。かかる改正により、契約内容やクーリング・オフについて消費者に十分に認識させ、クーリング・オフの機会を与えるという書面交付義務の消費者保護機能・警告機能が骨抜きになる恐れがあり、大変遺憾である。今後、改正法に基づく政省令・ガイドラインを制定するに当たっては、幅広い関係者から意見を聴取し、悪質業者の手口や消費者被害の実態を十分に考慮して、消費者保護の観点から、各取引類型の特徴に応じた慎重かつ透明性のある議論を行うことを求める。特に、契約書面等の電子交付の消費者の承諾については、参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会の附帯決議に示されたように、電磁的方法で提供されるデータが契約内容を記した重要なものであること、契約書面等を受け取った時点がクーリング・オフの起算点となることを書面等により明示的に示すことなど、書面交付義務を持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うことを求める。また、高齢者などが事業者に言われるままに本意でない承諾をすることがないよう、家族や第三者の関与を要件とするなど、消費者保護機能を確保するための慎重な要件設定を行うことを求める。
7月5日	成年年齢引下げによる若年者の消費者被害拡大を防止する施策実現等を求める会長声明【参考送付】	沖縄弁護士会 会長 畑 知成	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下「本法律」という。)の2022年(令和4年)4月1日の施行日まで1年を切った。本法律成立に際しては、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされたが、そこでは、本法律の施行にあたり、①知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること(法成立後2年以内)、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内)、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表すること(以下「本件各施策」という。)などが求められた。ところが、成立から3年が経過し、施行まで1年を切った現時点においても、本件各施策のいずれもがいまだに十分に実施されているとはいえない。上記状況を踏まえ、当会は国に対し、上記附帯決議に示された本件各施策の速やかな実現を求めるとともに、仮にこれが実現されないときは、少なくとも未成年者取消権の行使可能年齢を引き下げる部分について施行日を延期することを求める。
7月12日	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の成立を受けて	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	改正特商法をめぐる今回の議論は、改めて、消費者に被害を生じさせている取引に関する契約の同意をどのように考えるべきかという課題を提示したように思える。とりわけ高齢者の被害が訪問販売や電話勧誘販売で顕著であることを考慮すると、そもそも、そうした取引を拒絶する意思表示をしている者に対する勧誘を禁止するなどの根本的な問題対応を図る必要はないであろうか。あるいは、子どもがネット取引で、その意味を理解しないまま年齢を詐称してしまうことを考慮すれば、その場合の本人確認のあり方と年齢確認などの責任、年齢への配慮義務の明確化も考えられる必要があるのではなかろうか。私たち消費者支援機構関西は、今後とも消費者取引の電子化が消費者にとって不利益なものにならないための検討に、責任ある役割を果たす覚悟である。
7月16日	成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策を求める会長声明	新潟県弁護士会 会長 若槻 良宏	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法の施行日(2022年4月1日)まで9か月を切った。成年年齢を引き下げることで、未成年者取消権を喪失する18歳及び19歳の若年者に対して消費者被害が拡大することが懸念されていた。2018年の本改正民法の成立に際しては、参議院法務委員会で附帯決議がなされ、そこでは、①知識、経験、判断力の不足などを利用して勧誘し契約締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること(法成立後2年以内)、②若年者の消費者被害の防止・救済のための必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内)、③マルチ商法等による消費者被害の実態に即した対策について検討し必要な措置を講ずること、④消費者教育を質量共に充実させること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までにこれらの措置の実施、効果、国民への浸透について調査・検討し、その状況を随時公表することなどが求められた。ところが、現時点においても、いずれの施策もいまだに十分とは言えない。例えば、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、附帯決議に明示された期限を既に経過しているにもかかわらず、その目途も立っていない。消費者教育についても、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」や「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」等は実施されているものの、消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとは言えない。よって、当会は、国に対し、前記附帯決議に示されたような成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効性ある施策を速やかに実現することを求める。
7月26日	来年4月1日に迫る民法の成年年齢引下げに伴う若年消費者被害の拡大防止に向けた実効性ある施策を直ちに実現することを求める会長声明	兵庫県弁護士会 会長 津久井 進	第1 声明の趣旨 民法の成年年齢引き下げに伴う若年消費者被害の拡大防止に向けた実効性ある施策を直ちに実現するべきである。 第2 声明の理由 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)の施行日である2022年(令和4年)4月1日まで、既に残り1年を切っている。本法律の成立に際し、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、そこでは、本法律の施行にあたり、①若年者の消費者被害の拡大防止のために、知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること(法成立後2年以内)、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内)、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④質量共に充実させた消費者教育を実施すること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討することなどの施策について格別の配慮が求められた。しかし、本法律が成立した2018年(平成30年)6月以降、若年者の消費者被害やその防止をめぐる状況は大きくは変わっておらず、成年年齢の引下げが1年を切った現時点においても、上記附帯決議が求める施策が十分に実施されているとは到底言い難い。当会は、2018年(平成30年)3月13日に「若年者の消費者被害対策を欠いた民法の成年年齢引下げに反対する会長声明」を、2015年(平成27年)7月27日に「民法上の成年年齢を18歳に引下げることについて慎重な検討を求める会長声明」を公表し、仮に民法の成年年齢を引き下げるのであれば、これまで未成年者取消権が果たしてきた消費者保護機能を代替する新たな若年者の消費者被害対策を先に行うことにより、若年者への消費者被害拡大を防止し、若年者が安心して社会に出られるようにする環境整備が不可欠であることを指摘してきたところであるが、上記状況を踏まえ、1年を切った成年年齢の引き下げを前に、政府に対し、上記附帯決議に示されたような成年年齢引下げに伴う若年消費者被害の拡大防止に向けた実効性ある施策を直ちに実現するよう強く求める。
8月30日	「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」の施行についての意見書	京都弁護士会 会長 大脇 美保	第1 意見の趣旨 1 消費者庁は、契約書面等の電磁的方法による提供に係る政省令の制定においては、消費者の承諾の取得方法を紙の書面に限定するなど、契約書面等の電磁的方法による提供を認めることによる消費者被害が拡大しないよう実効的な方法を定めるべきである。 2 上記方法の検討にあたる専門的な検討会においては、消費者庁の設置目的である消費者保護の見地から、検討を行うべきである。書面の電子化が改正案に盛り込まれるに至った経緯の問題点は、消費者保護の見地に立つべき消費者庁が、消費者の利便性の名のもとに、立法事実もなく、第三者からの意見聴取も実質的な検討も経ないまま、消費者にとって不利益な改正を積極的に推し進めたうえに、消費者委員会も最終的に消費者庁の方針を追認してしまったところにある。今回立ち上がる検討会は、消費者庁の本来の立ち位置である消費者保護の見地に立ち、この立ち位置から丁寧な議論を行うことが強く求められる。そして、紙の書面による承諾の取得や第三者からの承諾の取得などの消費者保護のため事業者にとって厳しい規制は、事業者側から反対意見が述べられることが容易に想像できるが、緩和されることのないようにしなければならない。

<集団的消費者被害救済制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月23日	詐欺的商法的一种であるポンジ・スキーム事案についての行政による被害回復制度の導入を求める意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 荒中	事業者が財産上の利益を供与することをもって顧客を誘引し、顧客が金銭等を拠出する取引であって、ポンジ・スキームとなるような被害発生のおそれが高い取引(以下「対象取引」という。)を対象として、国は、以下のような制度を設けることについて速やかに検討を行い、消費者庁の体制整備を含め、必要な措置を講ずるべきである。 1 違法収益吐成型 内閣総理大臣が、対象取引を行った事業者に対し、裁判所の許可を得て、相当な額の賦課金を納付することを命じ、納付された金銭を被害者に分配する方法により消費者の被害回復を図る制度 2 破産型 内閣総理大臣が、対象取引をした事業者に破産手続開始の原因となる事実があるときに、破産手続開始の申立てを行い、破産手続を用いる方法により消費者の被害回復を図る制度

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月7日	2021年PLオンブズ会議報告会提言	PLオンブズ会議 一般社団法人 全国消費者団体連絡会	IT化の推進による社会の変化の中で、デジタル・プラットフォームを通じたネット取引で購入した外国製品の欠陥による火災事故が発生し、その救済が困難を極めるなど、PL法制定時には予想しなかった問題が生じている。 欠陥商品による消費者が正しくかつ容易に救済される法であるPL法が、デジタル社会に対応したPL法の改正を行い、その中で、デジタル・プラットフォーム事業者の責任を適切に位置づけることを明確にすべきである。
7月8日	公開質問状;メンバーの利益相反に関するGACVSの透明性の要求	薬害オンブズパーソン会議事務局	2014年2月、GACVS議長であったヘレンペトウシス＝ハリス博士は、厚生労働省のHPVワクチンに関する意見交換会でプレゼンテーションを行ったが、後にニュージーランドの情報公開請求で明らかになった情報によると、彼女のプレゼンテーションは、不健全な議論に基づいていたことが判明し、GACVSや厚生労働省の中立性や公平性において懸念が発生した。 HPVワクチンのみならず、Covid-19ワクチンの有効性と安全性に対する世界的な関心が高まる中、透明性を確保することは、GACVSとWHOのワクチン政策の信憑性を確保するために重要である。
9月14日	アビガン「観察研究」の即時中止を求める再度の意見書—アビガン投与患者の致死率の高さを踏まえて—【参考送付】	薬物オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣	アビガン(一般名:ファビピラビル)について、以下のとおり求める。 1 厚生労働省及び富士フィルム富士化学株式会社は、藤田医科大学の「ファビピラビル等の抗ウイルス薬が投与されたCOVID-19患者の背景因子と治療効果の検討(観察研究)」に参加することを条件として行われているアビガンの供給を即時中止し、藤田医科大学は、アビガン投与患者の新たな患者登録を即時中止すること 2 厚生労働省は、厳密なランダム化比較臨床試験による有効性の証明、及び危険性とのバランスの適切な評価をすることなしに、アビガンを新型コロナウイルス感染症の治療薬として承認しないこと 要望の理由は以下の通り 1 これまでの当会議意見書 当会議は、これまでに2度にわたりアビガンに関する意見書を公表している。 (1)2020年5月1日付意見書 (2)2020年7月2日付意見書 2 藤田研究中間報告第3報—投与患者の方が致死率が高い— 3 妊婦の服用 4 治療で新型コロナウイルス感染症に対する有効性が示せず